

信州の環境にやさしい農産物認証の 取得に向けた取組を支援します！

「信州の環境にやさしい農産物認証（県認証）」を
新たに取得した農業者や新規取得を目指す農業者等に対して、
栽培技術講習会や認証制度の勉強会、
商談会への参加や情報発信等の取組に係る経費を補助します！

※ 詳しい条件等は実施要領をご確認ください。

※ 「信州の環境にやさしい農産物認証」とは、
地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上
(一部30%以上)削減した方法で生産された農産物を認証する制度です。
認証された農産物には、県の認証番号が入った認証票(シンボルマーク)を
付けることができます。



<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html>

本事業・県認証に
ついてはこちら



追加公募期間

令和7年8月8日（金）～9月5日（金）17時必着
（計画承認通知：10月上旬頃）

支援内容

補助率：定額 1実施主体あたり上限5万円

実施主体の構成員が11名以上の団体の場合
みどり認定農業者等※1が2名以上の場合 } 上限8万円

※1 みどりの食料システム法第19条第1項に
規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」
の認定を受けている者

※ 予算を上回る申請があった場合は、上記に関わらず予算の範囲内での交付となります。

補助対象となる費用

① 県認証農産物の生産拡大に関する取組

- ・ 技術講習会の開催
- ・ 認証制度の勉強会の開催
- ・ 先進的実践農家・地域の視察

② 県認証取得農産物の販路拡大に関する取組

- ・ 環境にやさしい農産物を取り扱う店舗や直売所等の視察
- ・ 商談会への参加
- ・ マルシェ・見本市への出展又は開催
- ・ PR活動、情報発信
- ・ バイヤー等との商談の実施

令和8年産の県認証取得に向けて
環境にやさしい農業技術を勉強したい！



今年度、県認証を取得したので
販路拡大に向けてマルシェに参加してみよう！

※ 同一実施主体が同一事業を複数年度にわたり実施する場合は、工夫や発展性が認められるものに限り補助対象
※ 使用目的が事業の遂行に必要であると明確に特定できない経費、証拠資料等が提出できない経費、
その他本交付金の目的に合致しない経費等は対象となりません。
補助対象経費に該当するか不明な場合は、問合せ窓口へご相談ください。

補助対象者

次のいずれかに該当するもの

- ☒ 令和7年産農産物に県認証を受けている者
- ☒ 令和8年産農産物に県認証への申請を予定している者

事業への応募

- ① 「実施要領」や「交付要綱」にて応募の要件、補助対象経費、手続き等について確認してください。
なお、補助対象に該当するか不明な場合は、あらかじめ問合せ窓口・提出先へご相談ください。
- ② Q & Aや記入例に沿って申請書類・その他必要書類（見積等）をご準備ください。
- ③ 公募期間内に応募書類を一式揃えてご提出ください（電子メール又は郵送）。

● 提出書類 ※WEBサイトから様式をダウンロード

- ☐ 事業実施計画承認申請書（別紙様式第1号）
- ☐ 事業実施計画書（別紙様式第4号）
- ☐ 事業費の根拠資料（見積書、カタログ、会計規約 等）

※ 令和7年産農産物に県認証を受けている場合

- ☐ 「信州の環境にやさしい農産物認証」認定証
- ☐ 認定を受けた「信州の環境にやさしい農産物生産計画書」の写し

※ 令和8年産農産物に県認証への申請を予定している場合

- ☐ 実施主体の概要が分かる資料（会則、規約、HPやSNSの団体紹介ページの写し 等）

※ 該当がある場合のみ

- ☐ 「環境負荷低減事業活動実施計画」

● 補助事業の流れ

STEP 1	事業実施主体 → 農業農村支援センター	実施計画書の提出
STEP 2	農業農村支援センター → 事業実施主体	計画承認通知
STEP 3	事業実施主体 → 農業農村支援センター	交付申請書の提出
STEP 4	農業農村支援センター → 事業実施主体	交付決定通知
STEP 5	事業実施主体	事業の実施
STEP 6	事業実施主体 → 農業農村支援センター	実績報告書の提出（事業完了後30日以内 又はR8年2月末）
STEP 7	農業農村支援センター → 事業実施主体	交付額の確定通知
STEP 8	事業実施主体 → 農業農村支援センター	補助金交付請求書の提出
STEP 9	農業農村支援センター → 事業実施主体	補助金の交付

＜お問合せ窓口・提出先＞ 事業実施予定の市町村を管轄する農業農村支援センター

- | | | | |
|--|------------------|------------------|------------------|
| ○佐久農業農村支援センター | TEL：0267-63-3147 | ○上田農業農村支援センター | TEL：0268-25-7126 |
| ○諏訪農業農村支援センター | TEL：0266-57-2913 | ○上伊那農業農村支援センター | TEL：0265-76-6813 |
| ○南信州農業農村支援センター | TEL：0265-53-0413 | ○木曽農業農村支援センター | TEL：0264-25-2220 |
| ○松本農業農村支援センター | TEL：0263-40-1916 | ○北アルプス農業農村支援センター | TEL：0261-23-6511 |
| ○長野農業農村支援センター | TEL：026-234-9514 | ○北信農業農村支援センター | TEL：0269-23-0209 |
| ○農業技術課環境農業係（県内全域を対象に実施する場合） TEL：026-235-7222 | | | |